

令和 5 年度被害者保護増進等事業費補助金

(介護職員等緊急確保事業) 公募要領

1. 事業の趣旨

自動車事故による重度後遺障害者本人が生活する障害者支援施設、グループホーム又は在宅生活で利用している重度訪問介護若しくは居宅介護事業所を対象として、新たに雇い入れた職員に係る人件費を補助することで職員の人手不足を解消し、安定してサービスを受けられる環境を整備することを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

介護職員等緊急確保事業(以下、「本補助事業」という。)

(2) 予算額

5 億 4,500 万円

(3) 補助対象事業者の要件

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」、同条第 3 項に規定する「重度訪問介護」、同条第 11 項に規定する「障害者支援施設」又は同条第 17 項に規定する「共同生活援助」(以下、「障害福祉サービス」という。)を行う事業所(以下、「障害者福祉サービス事業所」という。)であること。ただし、過去 3 か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、不正な行為を行った者等については、本補助事業への申請を原則制限するものとする。
- ② 令和 5 年度内において、自動車事故により重度の後遺障害を負った者(独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)別表第 1 第 2 級以上に該当する者。以下、「重度後遺障害者」という。)1 人以上が、障害者福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを利用している又は具体的な利用見込みがあること。
- ③ 本補助事業に係る事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者福祉サービス事業所であること。
- ④ 次の表の左欄に掲げる障害福祉サービス区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数(以下、「人員配置基準」という。)を超えた員数の右欄に掲げる区

分の従業者を配置して当該障害福祉サービスを事業として提供していること。

共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。）	介護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
居宅介護又は重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	訪問介護員

- ⑤ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていること若しくは令和 5 年度内において当該登録を受ける具体的な見込みがあること。

(4) 補助対象経費

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、本補助事業に係る事業を実施するために新たに雇用し、かつ継続して勤務する従業者に係る人件費（基本給及び各種手当を合計した金額）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 補助対象経費のうち、真に必要なものであって、本補助事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できるもの。
- ② 2.(4)①の規定にかかわらず、本補助事業の交付状況等により、補助率の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(5) 事業の実施期間

令和 6 年 3 月末日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了すること。尚、やむを得ない理由によって指定する期日までに支払いを完了できないものについては、予定している支払額等を確認できる書類の提出を以て足りるものとする。

(6) 補助率

補助率は定額(100%)とし、2.(2)に規定する予算額の範囲内で執行する。

3. 補助対象事業者の選定

2.(3)に規定する要件を満たす障害者福祉サービス事業所を選定する。尚、選定に当たって応募者が多数である場合には、以下の順で選定する。

- (1) 令和5年度内において障害者福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを重度後遺障害者が初めて利用する又は初めて利用する具体的な見込みがあること。
- (2) 令和5年度内において障害者福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、新たな重度後遺障害者が利用すること、又は新たな重度後遺障害者が利用する具体的な見込みがあること。
- (3) 令和5年度内において障害者福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを既に重度後遺障害者が利用していること。尚、この場合にあっては、直近の経常収支率を勘案の上、選定する。

4. その他留意事項

- (1) 本補助事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」によるほか、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等事業費補助金実施要領(以下、「実施要領」という。)に定めるところによる。
- (2) 本補助事業に係る事業完了後、交付要綱及び実施要領に基づく実績報告書の提出を行うこと。提出された実績報告書の内容は、自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(以下、「事務局」という。)が審査を行い、適当と認められるものについては額の確定及びその通知を行う。
- (3) 本補助事業に係る対象経理について、帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) 本補助事業に係る事業終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「補助金適正化法」という。)等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがある。
- (5) 補助金適正化法に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、交付決定の取消しを行い、返還命令や不正内容の公表等を行うことがある。
- (6) 本補助事業に係る実績報告書等の提出が期限内にできない場合には、補助金を支払うことはできない。
- (7) 事務局に個人情報を提供する場合には、各障害者福祉サービス事業所の個人情報

報保護方針に基づき対応すること。

- (8) 事務局の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に基づき対応する。
- (9) 採否の理由等についての問い合わせには応じない。

5. 応募方法・問い合わせ先等

(1) 登録手順

- ① 必要事項(事業者名、担当者名、担当者のメールアドレス、電話番号)を記載し、宛先(kaigosyokuin@koutsujiko-mlit.jp)にメールを送付
- ② 事務局より送付される、「事業者登録完了メール」に記載された申請方法に従い、5.(2)に規定する応募に必要な書類を募集期間内（令和6年1月15日（月）～令和6年3月1日（金））に提出

(2) 応募に必要な書類

- ① 交付申請書（介護職員等緊急確保事業交付申請書）
- ② 応募者等の概要【様式1】、及び応募者の営む主な事業内容が分かる資料（事業者パンフレット、全部事項証明書、会社定款、事業指定通知書など）
- ③ 計画・経費所要額調書兼収支計算書【別紙】
- ④ 重度後遺障害者であることがわかる資料（自動車事故対策機構の介護料受給者資格認定通知書や自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書等）
- ⑤ 5.(2)④に規定する資料の重度後遺障害者が、障害者福祉サービス事業所の提供する当該障害福祉サービスを利用していることがわかる書類（利用契約書等であって利用開始日、利用者署名、利用期間の明記があるもの）
- ⑥ 令和5年度の収支予算書
- ⑦ 直近の財務諸表
- ⑧ 以下に掲げる書類
 - イ) 職員名簿
 - ロ) 介護給付等の算定に係る体制等状況一覧表その他障害者福祉サービス事業所における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類
 - ハ) 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表その他障害者支援施設等における従業者の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる従業者の常勤換算方式による員数を明らかにした書類
 - ニ) 補助対象期間中において、新たに職員を雇用する計画の内容がわかる書類又は雇用したことがわかる書類
 - ホ) 看護師を置いていることを明らかにした書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第

第 1.0 版 (2024 年 1 月 15 日)

48 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていることを証する書類又は令和 5 年度内に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類

※必要に応じて上記以外の書類を求めることがある。

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（介護職員等緊急確保事業）

東京都豊島区西池袋 5-2-14 5F

E-mail : kaigosyokuin@koutsujiko-mlit.jp